NEWS RELEASE

２０２６年８月２１日

【重要】福島県内における手形・小切手の原則利用停止と電子化への移行について

福島県商工信用組合（理事長 須佐 真子）を含む福島県内に本店を置く１５金融機関（別紙「１５金融機関一覧」をご参照ください）では、政府・産業界・金融界が一丸となって進める「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向け、下記の通り手形および小切手の利用が原則できなくなります。

記

１．手形・小切手振出期限の設定について

当組合を含め福島県に本店を置く１５金融機関では、手形・小切手の最終振出期限をそれぞれ**２０２６年９月３０日（水）**と定めております。そのため、２０２６年１０月１日（木）以降に振り出された手形・小切手は原則として当座勘定からの支払いはできません。

２．振出側のお客さま

２０２６年１０月１日（木）以降、手形・小切手を利用した代金決済等は、原則として行えなくなります。万が一、手形・小切手を振出した場合、決済処理されず（注）、他の手段で決済する必要があるとともに、振出人の信用を毀損する恐れがあります。

なお、店頭での当座預金払出の取扱については各取引金融機関へお問い合わせください。

（注）…原則「０号不渡り事由」（形式的な不備が原因で決済されない事由）として処理。

３．受取側のお客さま

２０２６年１０月１日（木）以降に振り出された手形・小切手は現金化（資金化）を原則できなくなります。受け取った手形・小切手が現金化できないことは、資金繰りに支障が出る可能性があるため、お取引先へご相談の上、決済方法の変更をお願いします。

４．　電子的決済サービスへの早期切替えのお願い

手形・小切手の電子化は、支払側と受取側の双方にとって、管理リスクの低減や事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減などさまざまなメリットがあります。

今後の円滑な資金決済のためにも、お早めに取引のある金融機関営業店へ電子的決済サービスへの切替え等についてご相談ください。

５．関連するＳＤＧｓ

福島県商工信用組合では『福島県商工信用組合ＳＤＧｓ宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取り組みを通して“地域社会へ貢献する会社”を目指しています

以　上

福島縣商工信用組合

別紙

＜１５金融機関一覧＞

金融機関名	役職	代表者名
会津商工信用組合	理事長	菊地　武
会津信用金庫	理事長	添田　英幸
あぶくま信用金庫	理事長	太田　福裕
いわき信用組合	理事長	金成　茂
郡山信用金庫	理事長	渡邉　公靖
白河信用金庫	理事長	大髙　健造
須賀川信用金庫	理事長	伊藤　平男
相双五城信用組合	理事長	梅澤　国夫
株式会社　大東銀行	取締役社長	鈴木　孝雄
株式会社　東邦銀行	頭取	佐藤　稔
二本松信用金庫	理事長	朝倉　津右エ門
ひまわり信用金庫	理事長	上條　博英
株式会社　福島銀行	取締役社長	鈴木　岳伯
福島県商工信用組合	理事長	須佐　真子
福島信用金庫	理事長	梅津　実明

（５０音順）

福島縣商工信用組合